

志木市緊急店舗賃借料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の影響を受け、経営が悪化している事業者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において志木市緊急店舗賃借料補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、志木市補助金等交付規則（昭和23年志木市規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 市内で事業を行っていること。
- (2) 前号の事業を実施する際に、施設等を借り上げ、当該施設等の賃借料（以下「賃借料」という。）を支払っていること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策中小企業持続化給付金の給付を受けていること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び暴力団員でないこと。
- (5) 暴力団に対し資金提供その他暴力団の運営に関与していないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、新型コロナウイルス感染症に係る新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定に基づく緊急事態措置が実施された期間が属する月において支払う賃借料の額の4分の1の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1月あたり10万円を上限とする。

2 補助金の交付は1対象者あたり1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに志木市緊急店舗賃借料補助金申請書兼請求書（第1号様式。以下「交付申請書兼請求書」という。）に、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、志木市緊急店舗賃借料補助金交付決定通知書兼確定通知書（第2号様式）又は志木市緊急店舗賃借料補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、当該交付を決定した日と同日に、交付申請書兼請求書により補助金の交付の請求があったものとみなし、申請者に補助金を交付するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月7日から適用する。